

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年10月10日

石川県監査委員	安居知世
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監査の結果
松任高等学校	令和5年9月4日	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢県税事務所	〃	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	〃
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	〃	〃	〃
白山警察署	〃	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	〃
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	令和5年9月11日	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	〃
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃	〃
能登空港管理事務所	〃	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
小松県税事務所	〃	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	〃
小松商業高等学校	〃	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	〃
小松瀬領特別支援学校	令和5年9月28日	〃	〃
小松特別支援学校	〃	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	〃
奥能登土木総合事務所	〃	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	〃